

保護者 様

東横野幼稚園
園長 中津瀬 隆

学校において予防すべき感染症と出席停止について

お子さまの病気は学校において予防すべき感染症に該当しますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。主治医から登園の許可があるまでは、十分に休養をとってください。登園の許可が出ましたら、下記の「治癒証明書」に記入していただき、再登園時に提出してください。

	学校において予防すべき感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

主治医 様

お手数ですが、登園が可能になりましたら、下記証明書にご記入の上、保護者にお渡しください
ますようお願いいたします。

----- き り と り 線 -----

治癒証明書

東横野幼稚園長 様

組 氏名

病 名

上記の者は _____ 月 _____ 日より出席停止扱いになっていましたが、感染のおそれがなくなり

ましたので _____ 月 _____ 日より登園が可能です。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

医療機関名
医 師 名

印